

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 7 月 15 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1501042 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 1600020 号

第1 結論

昭和 63 年 4 月から同年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その他の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 38 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 58 年 * 月から昭和 62 年 9 月まで
② 昭和 63 年 4 月から同年 9 月まで

請求期間①について、私は、母から私が 20 歳になったときに母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、20 歳に到達した月の昭和 58 年 * 月から、私が就職して厚生年金保険被保険者となった昭和 61 年 10 月以降も結婚する昭和 62 年 9 月まで母が納付してくれたと聞いている。

請求期間②について、私は、結婚した昭和 62 年 9 月に A 市に転居し、昭和 63 年 3 月末に会社を退職したが、夫が自営業だったため、退職直後の同年 4 月に再度国民年金に加入し、国民年金保険料については、毎月、夫から税金や保険料の支払に必要な金額を受け取り、私が夫の分と一緒に銀行で納付していた。

請求期間が国民年金の未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②について、請求者は、結婚した昭和 62 年 9 月に A 市に転居し、昭和 63 年 3 月末に会社を退職したが、請求者の夫が自営業だったため、退職直後の同年 4 月に再度国民年金に加入し、国民年金保険料については、毎月、夫から税金や保険料の支払に必要な金額を受け取り、請求者が夫の分と一緒に銀行で納付していたとしているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の被保険者資格取得処理日から、昭和 63 年 11 月頃に夫婦連番で払い出されており、請求期間②は保険料を現年度納付することが可能な期間である。

また、請求者の夫の当該期間の国民年金保険料は、納付済となっており、請求期間以降の

請求者と請求者の夫の保険料納付年月日がほぼ同一であることが確認できる上、請求者が6か月間と短期間である請求期間の国民年金保険料を納付できなかつた特別の事情は見当たらないことから、請求期間についても、請求者が夫婦二人分の保険料と一緒に納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

2 請求期間①について、請求者は、請求者の母から、請求者が20歳になったときに請求者の母が請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、20歳に到達した月の昭和58年＊月から、請求者が就職して厚生年金保険被保険者となった昭和61年10月以後も結婚する昭和62年9月まで母が納付してくれたと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続及び保険料納付を行つたとする請求者の母は既に亡くなっているため、その証言を得ることができず、請求者自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、上記1のとおり、昭和63年11月頃に夫婦連番で払い出され、当該払出時点において、請求者が会社を退職した直後の昭和63年4月に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、当該払出時点では、請求期間①のうち、昭和58年＊月から昭和61年9月までの期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない期間であり、昭和61年10月から昭和63年3月までの期間は、請求者は、厚生年金保険被保険者であることから、国民年金保険料の納付は要しない上、請求者は、国民年金保険料が還付された記憶はなく、請求者に保険料が還付された形跡も見当たらない。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、請求者が請求期間①について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600158 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600084 号

第1 結論

請求者のA社B工場（現在は、C社D事業所）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和39年11月21日から同年10月21日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

昭和39年10月21日から同年11月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者の昭和39年10月21日から同年11月21日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 39 年 10 月 21 日から同年 11 月 21 日まで

年金事務所からの文書により、A社に勤務していた期間のうち、請求期間について、厚生年金保険の記録がないことがわかった。E新幹線が開通してから一週間後くらいに、同社F工場（現在は、C社）から同社B工場に転勤した。請求期間も継続して同社に勤務していたので、当該記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録並びに複数の同僚の回答及び陳述から判断すると、請求者は請求期間にA社に継続して勤務し（昭和39年10月21日にA社F工場から同社B工場に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、A社B工場における昭和39年11月の厚生年金保険の記録から2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、昭和39年10月21日から同年11月21日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第1500773号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第1600086号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月28日の標準賞与額を10万6,000円、平成19年8月10日の標準賞与額を9万2,000円、平成20年8月12日の標準賞与額を6万8,000円、平成21年12月25日の標準賞与額を6万2,000円、平成22年8月11日の標準賞与額を6万2,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月28日、平成19年8月10日、平成20年8月12日、平成21年12月25日及び平成22年8月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月28日、平成19年8月10日、平成20年8月12日、平成21年12月25日及び平成22年8月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成18年12月28日
② 平成19年8月10日
③ 平成20年8月12日
④ 平成21年12月25日
⑤ 平成22年8月11日

A社から平成18年12月28日、平成19年8月10日、平成20年8月12日、平成21年12月25日及び平成22年8月11日に賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたが、これらの賞与に係る厚生年金保険の記録がない。調査の上、これらの賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、③及び④については、株式会社B銀行から提出された請求者の預金取引明細表により、請求者は、これらの期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、請求期間①については、同僚の賞与明細書及びC市から提出された請求者の平成18年分所得照会（回答）により、請求期間③及び④については、複数の同僚から提出された賞与明細書により、当時の厚生年金保険料率により算出された厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できることから、請求者も請求期間①、③及び④において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①、③及び④に係る標準賞与額については、請求者の預金取引明細表により確認できる賞与振込額及び同僚の賞与明細書を基に推認した厚生年金保険料控除額から、請求期間①は10万6,000円、請求期間③は6万8,000円、請求期間④は6万2,000円に訂正することが必要である。

請求期間②及び⑤については、A社から提出された請求者の賞与明細書により、請求者は、当該期間において同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、請求者の請求期間②及び⑤に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間②は9万2,000円、請求期間⑤は6万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、当時の資料がなく不明としているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600168 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600085 号

第1 結論

請求者のA社における平成 18 年 12 月 10 日の標準賞与額を 18 万円から 19 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 18 年 12 月 10 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 18 年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 12 月 10 日

A社に勤務していたときの、平成 18 年冬期賞与に係る標準賞与額は年金の記録において 18 万円とされているが、実際にはそれ以上の額の賞与が支給されている。このときの給料明細書の賞与月分（以下、「賞与明細書」という。）を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与明細書及び普通預金通帳により、請求者は、請求期間において、A社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、当該期間に係る賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額により、請求者のA社における標準賞与額を 18 万円から 19 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、社会保険事務所（当時）が保管している請求者の平成18年12月10日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届に記載された賞与額が厚生年金保険の記録における標準賞与額に見合う額となっていることから、事業主から賞与額を厚生年金保険の記録どおりの標準賞与額に見合う額として厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出され、その結果、社会保険事務所は、訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第1500997号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第1600019号

第1 結論

昭和49年＊月及び同年9月の請求期間、平成5年6月から平成10年5月までの請求期間、平成24年5月から同年8月までの請求期間及び平成25年7月から同年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和49年＊月及び同年9月
② 平成5年6月から平成10年5月まで
③ 平成24年5月から同年8月まで
④ 平成25年7月から同年11月まで

請求期間①について、私が20歳になった昭和49年頃、私の父がA県B郡C町（現在は、D市）内にあるE信用金庫又は郵便局のどちらかで私の国民年金の加入手続を行い、2か月分の国民年金保険料を納付してくれた。

請求期間②について、私は、F事業所を退職した平成5年6月頃、G市役所で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行い、H学校を卒業した平成8年3月末頃、平成5年6月から平成8年3月までの国民年金保険料を同市役所の窓口でまとめて納付し、平成8年4月から平成10年5月までの保険料は金融機関等の窓口で毎月納付した。

請求期間③及び④について、私は、平成27年の3月又は4月に、I年金事務所の窓口で国民年金保険料の後納制度の話を聞き、その場で現金を納付した。

請求期間①、②、③及び④について、未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、20歳になった昭和49年頃に、請求者の父がA県B郡C町内にあるE信用金庫又は郵便局のどちらかで請求者の国民年金の加入手続を行い、2か月分の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、請求期間①の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の父は既に亡くなっており、当時の事情を聴取することができない上、請求者自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、これ

らの状況は不明である。

請求期間②について、請求者は、F事業所を退職した平成5年6月頃、G市役所で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、i) J保険者は、請求者について、平成5年6月21日にF事業所を退職し、任意継続加入者（短期給付）の資格を取得し、平成6年4月1日に当該資格を喪失している旨回答していること、ii) G市の国保個人履歴によると、他保険離脱（平成6年4月1日）により、同年4月4日に国民健康保険被保険者の資格を取得していることが確認できること、iii) G市の年金資格履歴によると、請求者の国民年金の加入手続は、平成12年7月に行われていることが確認できることから、これらの事実と相違する。

また、社会保険オンラインシステムの氏名検索等により調査したものの、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者の基礎年金番号は、上記のとおり請求者が国民年金の加入手続を行った平成12年7月と同時期に厚生年金保険記号番号が付番されており、当該付番時点において、20歳到達時に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることから、当該付番前までは、請求期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない期間となっている。

請求期間③及び④について、請求者は、平成27年の3月又は4月に、I年金事務所で国民年金保険料の後納制度の話を聞き、その場で現金を納付したと主張している。

しかしながら、当該後納制度は、後納しようとする者が、国民年金後納保険料申込書を年金事務所に提出し、その後、年金事務所から承認通知書とともに送付される納付書により金融機関等で保険料を納付する取扱いとなっているため、年金事務所では保険料を納付することはできない。

また、I年金事務所は、後納保険料受付簿を調査したが、請求者について受付を確認することはできなかった旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第1500998号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第1600018号

第1 結論

昭和60年4月から平成2年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間又は免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年4月から平成2年2月まで

昭和60年5月頃、A市の自宅の食卓上にB銀行からの支払い通知書があり、1万1千数百円の金額が納付されたと記載されていた。当時、私はその金額をB銀行に支払った憶えがなかったので、母に確認したところ、私の国民年金保険料を納付しているとのことであった。このとき初めて、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していることを知った。母は既に亡くなっているが、当時、私の家では私の国民年金保険料を納付する余裕がなかったとは考えられず、金額が記載された支払い通知書を私と母が直接確認していることから、母が請求期間の保険料を継続的に納付していたはずである。また、請求期間について、母が学生納付特例の申請又は保険料の免除申請を行った可能性も考えられるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

なお、請求期間について、保険料が未納であるならば、社会保険事務所（当時）等の関係機関から督促が行われたと考えられるので、督促の有無についても確認してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間について、請求者は、「昭和60年5月頃、自宅の食卓上にB銀行からの支払い通知書があり、1万1千数百円の金額が納付されたと記載されていた。当時、その金額をB銀行に支払った憶えがなかったので、母に確認したところ、私の国民年金保険料を納付しているとのことであった。」と陳述しているが、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間の保険料納付を行ったとする請求者の母は、既に亡くなっており、当時の事情を聴取することができない上、請求者自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、請求者は年金手帳を所持しておらず、「自分の年金手帳は見たこともないし、もらったこともない。」と陳述している上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等により調

査したが、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者に係る国民年金の加入手続は行われていなかつたことが認められ、請求期間は、国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料の納付義務が生じず、制度上、保険料を納付することはできないほか、保険料納付の督促も行われない。

さらに、請求者は、「B銀行から送付された国民年金保険料の支払い通知書を私と母が直接確認している。」と陳述しているが、B銀行C事務センターは、「国民年金保険料が支払われた旨の通知は市町村又は社会保険事務所で発行するものであり、昔も今もB銀行から国民年金保険料が支払われた旨の通知書を発行することはない。窓口で納付された場合にも、持参した納付書の領収書部分に押印して渡すだけで、通知は出さない。」と回答している。

加えて、請求者は、「B銀行からの支払い通知書に記載された金額が1万1千数百円であり、母が請求期間の保険料を口座振替で継続的に納付していた。」と陳述しているが、A市は、「昭和60年度のA市における国民年金保険料の納付サイクルは2か月単位で、当時の保険料の1回の納付額は1万3,480円あり、保険料を郵便貯金口座からの口座振替で収納を開始したのは平成10年6月からである。」と回答している。

そのほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 請求期間に係る国民年金保険料の免除申請については、上記1のとおり、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、請求期間は、国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料の納付義務が生じず、制度上、保険料の免除申請をすることはできない。

なお、国民年金保険料の学生納付猶予特例制度が開始されたのは平成12年4月1日からであり、請求期間当時は当該制度そのものが創設されていなかった。

3 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していた又は免除されていたものと認めるることはできない。